

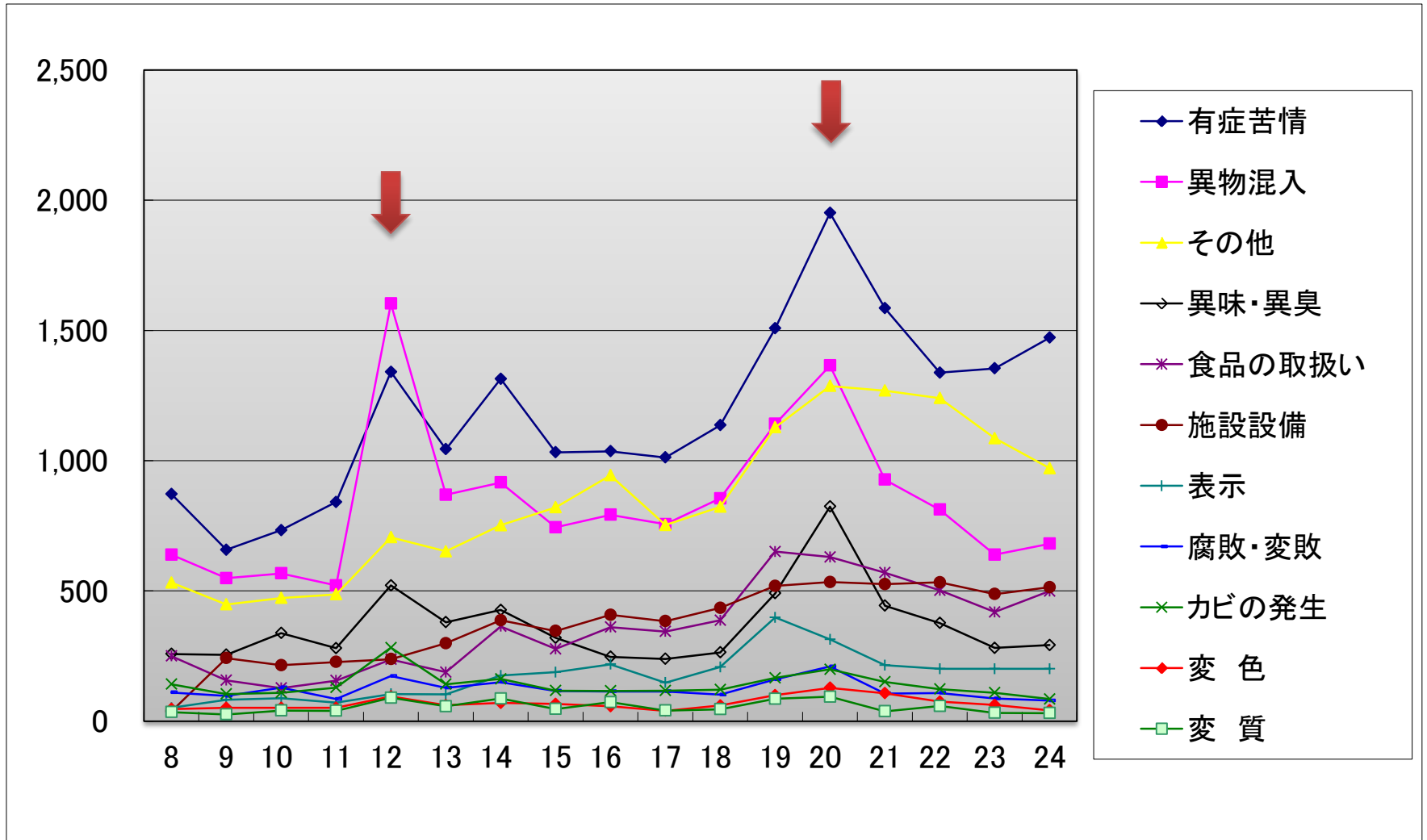
「食品への異物混入」

～混入のルートは、3+1～

公益財団法人 食の安全・安心財団

2015. 4

東京都の食品苦情数の推移

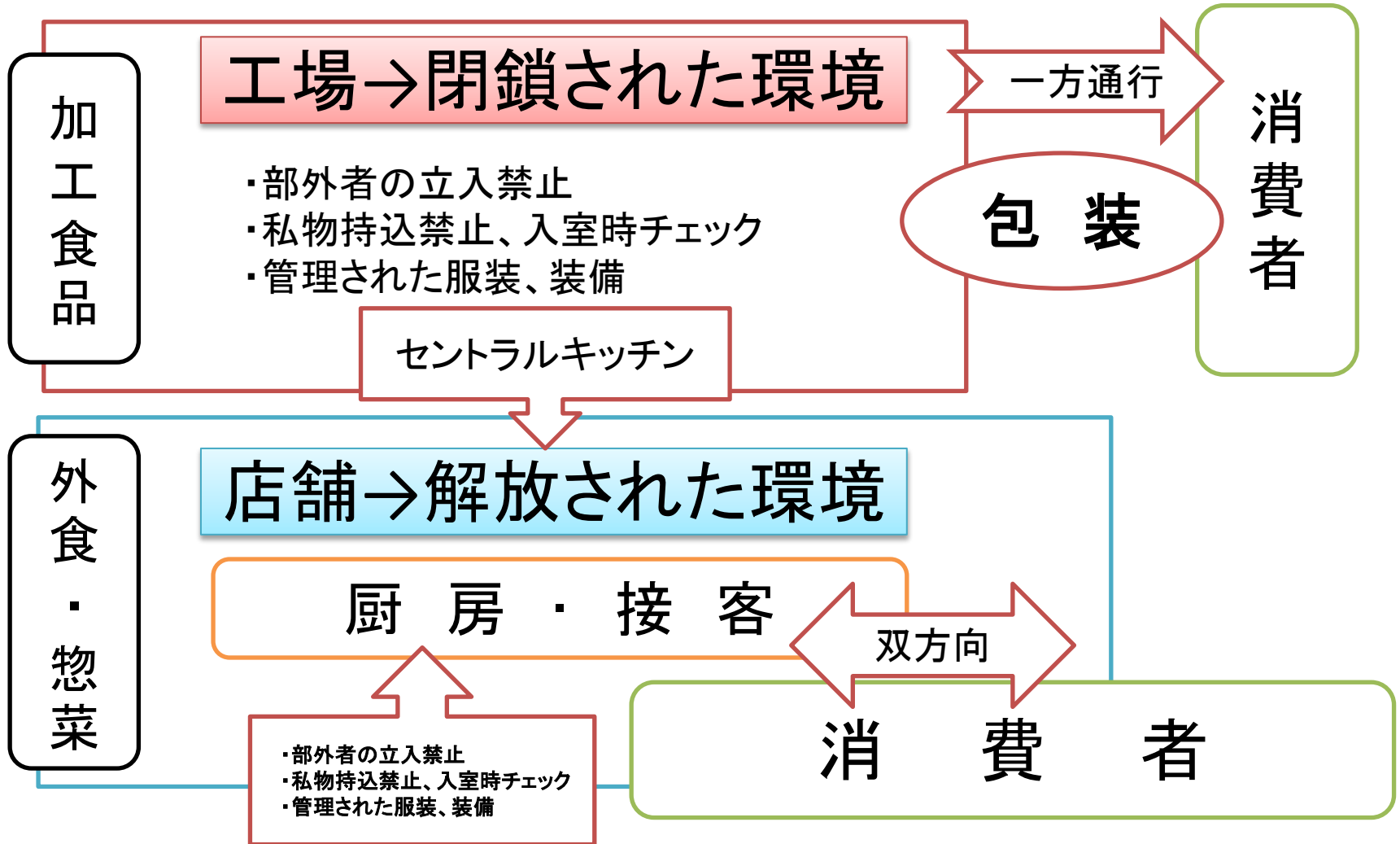


12年は乳業会社の集団食中毒、20年は事故米不正流通

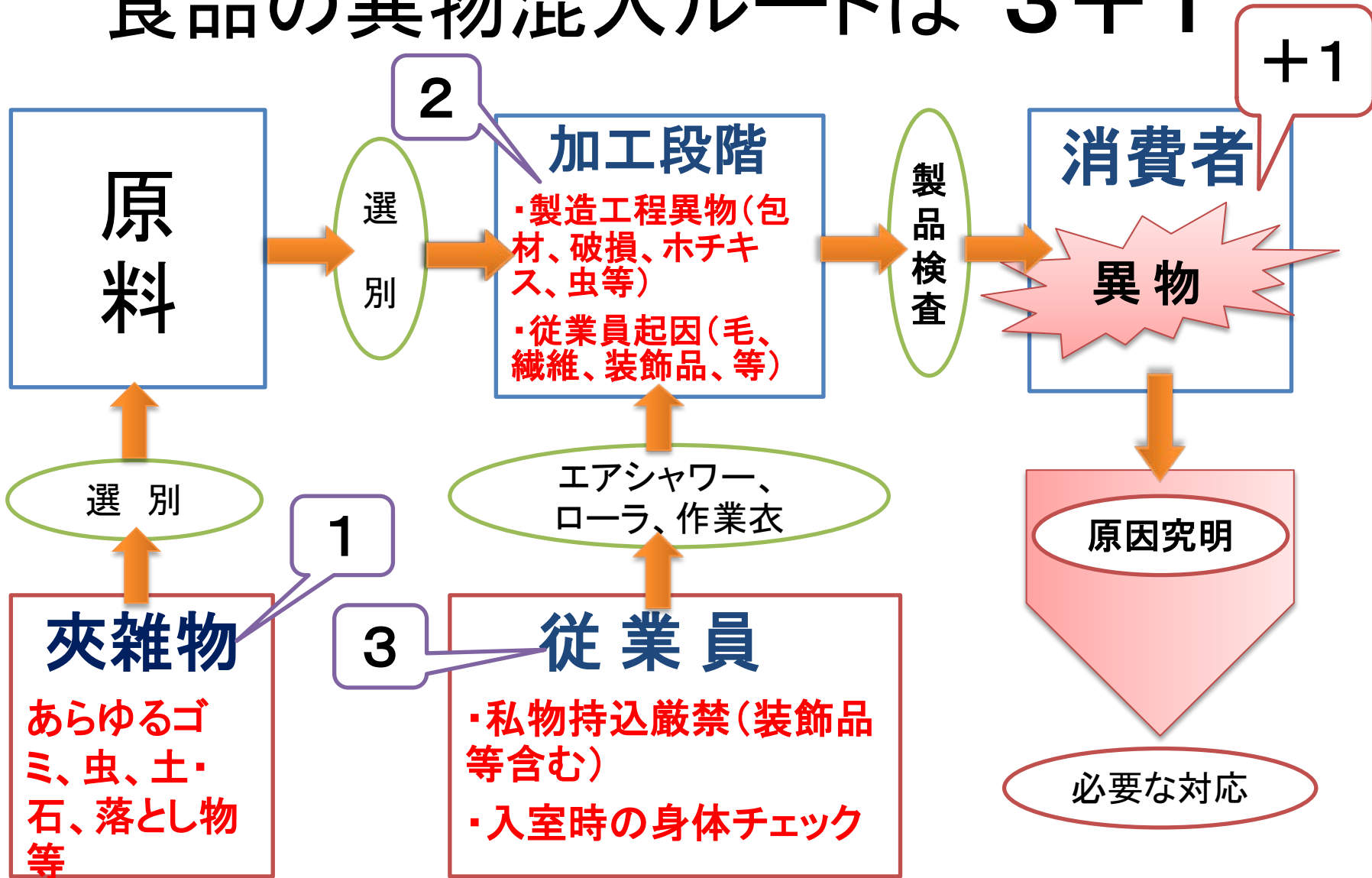
過去5年間ににおける施設別苦情件数（東京都）

施設別苦情件数		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度 構成比 (%)
計		6,978	5,462	4,981	4,478	4,544	100
外 食		3,123	2,779	2,700	2,560	2,710	59.6
製造業	菓子製造業	344	236	250	176	159	3.5
		699	408	382	295	281	6.2
販売業	デパート・ スーパー・ コンビニエ ンスストア	1,025	618	525	432	424	9.3
		2188	1618	1338	1130	1082	23.8
本人又は家族		134	69	64	77	46	1
その他		302	361	315	152	226	5
不明		532	227	182	264	194	4.3

加工食品と外食の環境の違い



食品の異物混入ルートは 3+1



異物混入

健康被害

健康被害の心配無し

即対応

加工段階に原因

原料に原因
出荷後に原因
原因不明?

公的機関
に届出

拡大の可能性

拡大の可能性なし

レベルに応じた適切な対応

- ・被害の重大性
- ・被害の拡大性
- ・犯罪の可能性
- ・公表の必要性と方法 → リコール

個別に対応

- ・商品お取り替え
- ・消費者への説明

食品への異物混入に対する行政の考え方

○平成27年1月9日・都道府県宛・厚生労働省通知(抜粋)

4. 保健所の助言及び指導の下、迅速かつ効果的な原因究明を実施し、食品衛生上の被害拡大防止対策を速やかに講ずるため、消費者等からの食品等に係る苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告するよう指導を徹底すること。

○平成27年1月9日・都道府県、国民生活センター宛・消費者庁通知(抜粋)

つきましては、消費者から健康被害につながるおそれが否定できない異物混入等の相談情報が寄せられた際には、食品衛生担当部局等の連絡先についてもお伝えしていただく等、保健所等に適切に情報が提供されるよう御協力をお願いいたします。

また、食品中に異物が混入している事案も含め、消費者安全法に基づく通知を行う必要のある相談情報が寄せられた場合は、改めて速やかな通知の徹底をお願いいたします(添付資料参照)。

異物混入問題で必要なこと

○事業者の努力

- ・品質管理の徹底と十分な従業員教育
- ・消費者への丁寧な説明

○消費者の理解

- ・異物混入をゼロにすることは困難
- ・原因が分からない場合も多い

○メディアの冷静な報道(映像と活字の違い)

- ・**信頼性が確認出来ない情報**への慎重な対応
- ・食の現場を理解した適切な解説

消費者にお願いしていること

- ・商品は必ず保管(レシート等も含めて)
- ・確認した状況を記録(お店ではその場で確認)
- ・お客様相談窓口の活用(お店に問い合わせ)
- ・行政窓口(消費生活センター、保健所)の活用

《注意すべきこと》

- ・事業者は代金(代替品)以上の対応はしない
- ・原因が特定出来ない場合も多い
(事業者は消費者の責任にはしない)
- ・異物は家庭内(店舗内)でも混入する